


所管部課		子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名		東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）により、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正が行われた。これに伴い、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用 所得制限の判定に係る所得の額について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、長期譲渡所得の金額から当該控除額を控除することとする。 ・文言整理等その他所要の改正 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な制度運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。